

普及委員会規程

第1条（目的）

この規程は、千葉県ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）会則第3条の目的達成のため行う講習会や普及活動に関し、必用な事項を定め連盟の発展に寄与することを目的とする。

第2条（事業）

普及委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 各地域にわたって指導者等の講習会
- (2) ソフトテニスの普及拡大及び技術向上のための教室や講習会の開催
- (3) ソフトテニス競技者の組織化及び組織強化に関する協力援助
- (4) その他、本会の目的達成上必要な事業

第3条（役員）

本会に次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名以内
委員	若干名

第4条（役員を選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、代議員会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。
- (2) 副委員長は、理事長の承認を得て、委員の中から委員長が選出する。
- (3) 委員は、支部等から選出された者及び委員長が推薦する者で理事長の承認を得た者による。

第5条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第6条（審議）

本会は、委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算、決算、その他必要と認められる事項とする。

第7条（報告）

本会の事業結果及び審議結果等は、委員長が連盟理事会において報告するものとする。

第8条（経費の支弁）

本会の経費は、連盟より支給される年間予算で支弁する。

第9条（会計年度）

会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第10条（事務局）

本会の事務を処理するにあたり委員長の定める所に事務局を置くことができる。

第11条（事務局員の任免）

事務局には事務局員を置き事務を執行する。その任免は委員長が行う。

第12条（規程の改廃）

この規程の改廃等については、連盟理事会の議決による。